特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民年金に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊島区は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な処置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊島区長

公表日

令和7年10月3日

[令和6年10月 様式3]

項目一覧

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(另	J添1) 特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
(別法2) 変更毎所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	国民年金に関する事務						
	「国民年金法」及び「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」に基づき、以下の事務を行う。						
②事務の内容	・資格取得及び喪失、種別変更、氏名及び住所変更などに関する届出、基礎年金番号通知書再交付申請などの受理 ・任意加入及び資格喪失の申出の受理 ・付加保険料の納付申出、納付しないことの申出の受理 ・法定免除の該当、消滅届出の受理 ・産前産後免除の申出の受理 ・国民年金保険料免除・納付猶予、学生納付特例の申請の受理及び事実の審査 ・老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・老齢福祉年金・未支給年金・死亡一時金・寡婦年金等の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査 ・特別障害給付金に関する届出の受理及び報告 ・受理した各種届出・申出や申請、裁定請求等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構(厚生労働省)への報告 ・日本年金機構から送付される情報に基づき、被保険者及び受給者情報を確認・報告						
③対象人数	<選択肢>						

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1

システム1		
①システムの名称	国民年金システム	
②システムの機能	の取り込みを行う。 ・住民税情報の反映 住民税情報より年金事務に必要な情報の取り・被保険者情報の照会機能 登録されている被保険者の資格得喪、住民記・日本年金機構への進達帳票の作成 端末にて登録された各種届書情報及び住民記 成する。 ・保険料免除(納付特例、納付猶予)申請に係る 保険料免除審査に必要な受付情報の登録及 ・所得情報提供依頼に係る機能	行う。 死亡等の異動が発生した場合に年金事務に必要な情報 以込みを行う。 記録、住民税等の各種情報を照会する。 記録異動情報をもとに、日本年金機構への進達帳票を作る申請書作成機能 び所得情報を印字した申請書を作成する。 対象者、および未納者対策対象者、年金生活者支援給付対して対象者の所得情報を提供する。
3他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []住民基本台帳ネットワークシステム	[〇] 庁内連携システム [〇] 既存住民基本台帳システム
② 他のクステムとの 接続	[〇] 宛名システム等	[〇] 税務システム
	[]その他 ()

システム2~5							
システム2							
①システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)						
②システムの機能	①宛名管理機能:住登者データ、住登外データを登録する。 ②統合宛名番号の付番機能:個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③団体内統合宛名管理機能:既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う。 ④符号要求機能:個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバから返却された処理通番は既存住民基本台帳システムへ送信する。 ⑤情報提供機能:各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。 ⑥情報照会機能:中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。 ※ただし、情報照会・提供を行わないため④~⑥の機能は使用しない						
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [O] 税務システム [] その他 ())						
システム3							
①システムの名称	可搬型照会用窓口装置						
②システムの機能	・日本年金機構の保有する年金記録の検索・参照を行う。						
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム						
	[] 宛名システム等 [] 税務システム [] 税務システム [O] その他 (年金機構から貸与された端末のため、参照のみで、他システムには接続し) ていない。						
システム6~10							
システム11~15							
システム16~20							

3. 特定個人情報ファイル名					
国民年金情報ファイル					
4. 個人番号の利用 ※					
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項別表 項番46・116 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条の2・59条				
5. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携 ※				
①実施の有無	<選択肢> [実施しない] 1)実施する 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	-				
6. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	区民部 高齢者医療年金課				
②所属長の役職名	区民部 高齢者医療年金課長				
7. 他の評価実施機関					
_					

特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 国民年金情報ファイル 2. 基本情報 <選択肢> 1)システム用ファイル ①ファイルの種類 ※ システム用ファイル] 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) <選択肢> 1)1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 ②対象となる本人の数 「 10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未满 4) 100万人以上1,000万人未满 5) 1,000万人以上 豊島区に住民登録していて、以下のいずれかに該当する者 ・国民年金第1号被保険者及び任意加入者並びにその世帯主または配偶者 ③対象となる本人の範囲 ※ ・国民年金保険料免除等申請者及びその世帯主または配偶者 ・基礎年金受給者(老齢・障害)等及びその世帯主または配偶者、子 国民年金の資格取得、喪失の手続、保険料免除の判定、裁定請求書の申請等の国民年金関係事務を その必要性 行う上で、被保険者の正確な世帯構成、所得状況等を把握する必要がある。 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 ④記録される項目 100項目以上] 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 ・識別情報 [O]個人番号 •連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [O] 連絡先(電話番号等) 「〇〕その他住民票関係情報 •業務関係情報 主な記録項目 ※ []国税関係情報 [〇]地方税関係情報]健康•医療関係情報] 医療保険関係情報 []児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [O]生活保護·社会福祉関係情報 []介護·高齢者福祉関係情報]雇用·労働関係情報 [〇] 年金関係情報 [] 学校·教育関係情報 〕災害関係情報] その他 () ・個人番号、その他識別情報(宛名番号): 本人確認を正確に行うために必要 ・4情報、連絡先(電話番号等)、その他住民票関係等:被保険者からの届出の際の住所などの確認や 本人への連絡、及び、転出、死亡などの情報による資格喪失処理を行うために必要 その妥当性 ・地方税関係情報:日本年金機構が行う保険料免除の判定、各種給付の裁定判定 ・生活保護関係情報:生活保護情報に基づき、国民年金保険料法定免除の受付をするために必要 ・年金関係情報:必要な届出を正確に判断するために必要

区民部高齢者医療年金課・東部区民事務所・西部区民事務所

全ての記録項目

⑤保有開始日 ⑥事務担当部署 別添1を参照。 平成29年4月1日

3. 特定個	人情報のク	手•使用					
①入手元 ※		[〇] 本人又は本人の代理人					
		[〇] 評価実施機関内の他部署 (総合窓口課)					
		[O]行政機関·独立行政法人等 (日本年金機構)					
①八千九	*	[] 地方公共団体・地方独立行政法人 ()					
		[]民間事業者 ()					
		[]その他()					
		[〇]紙 [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ					
②入手方法	ŧ.	[]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム					
	•	[]情報提供ネットワークシステム					
		[]その他()					
③使用目的	5 *	国民年金法及び関連法令に基づき、国民年金の適用、免除、給付業務などの事務を実施するため					
	使用部	高齡者医療年金課 東部区民事務所 西部区民事務所 総合窓口課					
④使用の主	使用者	〈選択肢〉 [50人以上100人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上					
⑤使用方法		◆入手した情報は、国民年金システムへ登録する。 ◆国民年金システムに登録された情報は主に次の処理で使用する。 ・被保険者等資格の管理 ・保険料免除の管理 ・給付の管理 ・日本年金機構への進達管理 ・審査に必要な情報を日本年金機構に報告					
	情報の突合	・加入関係届出を受けて年金関係情報と住民票関係情報を突合し、届出事項の確認を行う。 ・免除・納付猶予・学生納付特例・産前産後期間免除申請及び法定免除届出を受けて、年金関係情報と 住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報を突合して世帯情報、住民税情報、生活保護情 報の確認を行う。 ・免除勧奨及び継続審査に関して、年金関係情報と住民票関係情報、地方税関係情報を突合して日本 年金機構に提供する世帯情報及び住民税情報データを作成する。 ・国民年金第1号被保険者期間のみを有する者の老齢基礎年金、未支給年金、死亡一時金、遺族基礎 年金及び障害基礎年金の支給に関して、年金関係情報と住民票関係情報、地方税関係情報を突合し、 届出事項の確認及び日本年金機構に提供する世帯情報及び住民税情報データを作成する。					
⑥使用開始日 平成29		平成29年4月1日					

4. 牦	特定個人情報ファイル	
季軒(の有無 ※	(選択肢) (要託する] 1) 委託する 2) 委託しない
21000 17.00		(2)件
委託	事項1	国民年金システムの保守・運用
①委託	託内容	国民年金システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリング等のシステム運用作 業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等。
②委	託先における取扱者数	〈選択肢〉 [10人以上50人未満] 1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
③委i	託先名	富士通Japan株式会社
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再 委 託	⑤再委託の許諾方法	再委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制や、情報セキュリティマネジメントシ ステムの国際規格の認証取得状況等の確認など当区の規定に基づき区が許諾した業者のみ再委託を 行う。
	⑥再委託事項	国民年金システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリング等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等。
委託	事項2~5	
委託	事項2	高齢者医療年金課入力等業務請負
①委i	託内容	国民年金の資格の異動・免除申請等に係る入力及び書類整理
②委	託先における取扱者数	〈選択肢〉 [10人未満] 1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
③委i	託先名	日本コンベンションサービス株式会社
再	④再委託の有無 ※	く選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託	事項6~10	
委託	事項6	
①委託	託内容	
②委割	託先における取扱者数	〈選択肢〉 [1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		
_	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する]
再委託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託	事項11~15	
委託	事項16~20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)								
提供・移転の有無	[O] 提供を行っている (1) 件 [O] 移転を行っている (1) 件							
近 穴 19年407日 無	[] 行っていない							
提供先1	厚生労働大臣(日本年金機構)							
①法令上の根拠	・国民年金法第3条(管掌)、第12第4項(届出)、第108条(資料の提供等)、第109条の4(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)、第109条の10(機構への事務の委託) ・国民年金法施行令第1条の2 (別表の事務処理者は「厚生労働大臣」となっているが、日本年金機構が厚生労働大臣から委任・委託を受け、公的年金に係る一連の運営事務を担っていることから、実際の提供先は日本年金機構となる。)							
②提供先における用途	・国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの ・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの							
③提供する情報	・国民年金第1号被保険者及び任意加入者の資格・氏名等の異動情報等 ・保険料免除・納付猶予、老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金等の各申請情報及び所得情報等							
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上							
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	・国民年金第1号被保険者とその配偶者、世帯主及び任意加入者 ・国民年金保険料免除等申請者及びその世帯主・配偶者 ・老齢基礎年金受給者とその同一世帯員及び障害基礎年金・遺族基礎年金受給権者のうち、所得審査の対象となる者							
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線							
 ⑥提供方法	[0] 電子メール [0] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)							
⊕ IAE IV(7) 7/A	[] フラッシュメモリ [〇] 紙							
	[]その他 ()							
⑦時期·頻度	週次及び照会を受けたら都度							
提供先2~5								
提供先6~10								
提供先11~15								
提供先16~20								
移転先1	総合窓口課(東部区民事務所・西部区民事務所)							
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第11項 同施行令第5条							
②移転先における用途	住民基本台帳への記載							
③移転する情報	国民年金の資格の有無・基礎年金番号・年金種別・取得日・喪失日							
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上							

⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	国民年金第1号被保険者		
	[〇]庁内連携システム	[]専用線
○ 12 = + :+	[]電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥移転方法 	[] フラッシュメモリ	[] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	随時		
移転先2~5			
移転先6~10			
移転先11~15			
移転先16~20			
6. 特定個人情報の保管・	消去		
保管場所 ※ 7. 備考	業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPキュリティ管理策が適切に実施されているほか、・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けて・日本国内でのデータ保管を条件としていること。②特定個人情報は、クラウド事業者が管理する・	Fャビ 環の火を でいる データ	ネットに保管している。 設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事 ストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セ 満たすものとする。
THE STATE OF THE S			

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

国民年金ファイル ※要配慮個人情報含む

<被保険者基本情報,世帯員情報>

基礎年金番号 個人番号 世帯番号 宛名番号 漢字·力士氏名 生年月日 年齡 住民日 住民区分 被保険者種別 国民年金資格取得日 国民年金資格喪失日 支援措置情報 性別 続柄 消除日 異動事由 被保険者居所未登録該当日 被保険者住所判明日

<被保険者 資格情報>

国民年金資格取得·喪失情報 在外任意国内協力者情報 氏名変更·住所変更·基礎年金番号通知書再発行受付情報 付加年金加入·脱退情報

<被保険者 免除情報>

学生納付特例受付·裁定結果情報 免除·納付猶予申請受付·裁定結果情報 法定免除該当·消滅受付情報 産前産後免除該当届受付情報

<被保険者 給付情報>

年金コード 裁定請求情報 死亡情報 診断書情報 証書番号

<被保険者・配偶者・世帯主所得情報>

税年度 障害者区分・寡婦区分・ひとり親区分 扶養親族数・年少扶養数 老人扶養数 特定扶養数・16歳以上19歳未満扶養数 前年の所得額 純損失・雑損失 控除額(雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済等掛金 配偶者特別 免税所得額) 障害者の合計数 特別障害者の合計数 区分(寡婦 寡夫 ひとり親 寡婦特例 勤労学生) 控除額合計 合計所得金額 控除後所得額 住民税の申告区分

<障害基礎年金相談情報>

傷病名 初診日 固定日 認定日 診断書の種類 障害基礎年金の請求事由 納付要件 手帳の所有状況(心身手帳・療養手帳・精神 手帳) 労災の有無 第三者行為の有無 加算額対象者氏名 通院歴

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

国民年金情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

<運用における措置>

・本人確認は、顔写真入りの官公署発行の免許証等の提示を求め、持っていない場合には保険証など 名前入りの複数の証明となるものの提示を求めるほか、聴聞等で補足的に確認をする。

・届出、申請用紙等について、法令等により定められた様式で提出されることから、必要な情報以外の記載ができない書式とし、不要な情報の入手を防止している。

リスクに対する措置の内容

<国民年金システムにおける措置>

・常時携帯するICカード、ユーザIDアカウント及びパスワードによるアクセス権限付与、個人単位での操作ログを取得・管理しており、対象者以外の情報の入手を防止している。

・被保険者情報の入力処理時において、入力担当と点検担当を別にし、二重チェックを行うことで、資料の取り違え等による対象者以外の情報の誤入力を防止している。

<可搬型照会用窓口装置における措置>

・日本年金機構よりユーザID・パスワードによるアクセス権限付与と生体認証の実施、操作ログを日本年金機構が監視しており、対象者以外及び必要な情報以外の情報の入手を防止している。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

]

・入手した紙の資料について鍵つきのキャビネットで保管している。

[

・特定個人情報の入手にあたっては、氏名や生年月日、住所など複数の個人情報を組み合わせ、他人と間違わないように確認を行っている。

3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク ・業務に必要のない情報にはアクセスできないよう基幹システムごとにIDパスワードが付与されており、 目的外を超えた情報の取得・紐づけが行えないようになっている。 リスクに対する措置の内容 ・システムの使用履歴は、アクセス者が特定できるよう個人単位の操作ログをが作成されており、事務処 理に必要な対象者以外の情報使用の抑止になっている。 く選択肢> 十分である 2) 十分である 1) 特に力を入れている リスクへの対策は十分か 3) 課題が残されている リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク く選択肢> ユーザ認証の管理 [行っている] 2) 行っていない 1) 行っている ・システムログインは職員が常時携帯するICカード、ユーザIDにより、業務システムの利用権限を付与し、 パスワードでの認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。 ・可搬型照会用窓口装置の閲覧においては、職員個々が把握しているパスワード及び生体認証を必要と 具体的な管理方法 しているため、権限のない第三者は利用できない。 ・ユーザID管理者にて定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また正規職員以 外等で利用期間が明確である利用者には、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的にアク セス制限されるようにしている。 ・ユーザIDとともに国民年金システム内での特定個人情報への登録、更新、削除、参照の操作記録を、ロ グとして取得し、保管している。 その他の措置の内容 ・また情報漏えい等が発生した場合には、当該操作に関わるログを確認できるようになっている。 ・記録媒体管理台帳に使用の記録を残している。

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<従業者が業務外で使用するリスクに対する措置>

リスクへの対策は十分か

・各種操作口グを取得しているため、業務外利用をした場合には、特定可能であることを職員に周知し、業務外利用を抑止している。

٦

<選択肢>

1) 特に力を入れている

3) 課題が残されている

2) 十分である

・全職員に対し、年1回特定個人情報を含む個人情報保護に関するeラーニングを実施し、目的外利用を防止している。

十分である

・ログイン実績やアクセスログを定期的(年4回)に評価・点検し、年に1回、総括責任者(最高情報責任者(副区長)または情報セキュリティ統括責任者(政策経営部長))にログの分析・確認結果を報告している

<特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク>

特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定の端末で実施することに限定している。また操作ログにより操作者、操作内容が把握可能であることを職員に周知し、不正に複製されないよう対策をしている。

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない						
リスク	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク						
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている]		選択肢> 定めている	2)灾	≧めていない
	規定の内容	個人情報等の保護に関する話先の個人情報等の保護である場合を表明の人情報のの情報の個人を記述を表明を表明を表明を表明を表明を表明を表明を表明を表明を表明を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を	ルの取扱に 囲等 誘りの禁止 報を取り扱い 動人情報の 報の表 もの禁止 を取り扱い は、 もの禁止 は、 もの禁止 を取り扱い は、 は、 もの禁止 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	う責任者 養及び情 しの禁』 5及び監	以下の項目を定めて 及び業務従事者を気 報セキュリティに関	いる。 Eめ、書面によ する研修又は	- る報告
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行ってし	いる]	1)	選択肢> 特に力を入れて行っ 十分に行っていなし		-分に行っている 写委託していない
	具体的な方法	再委託する場合は、委託 人情報等を取り扱う責任 立入検査を実施する。					
その他	也の措置の内容						
リスク	への対策は十分か	[十分である]	1)	選択肢> 特に力を入れている 課題が残されている		├分である
特定個	固人情報ファイルの取扱し	いの委託におけるその他の	のリスク及び	ドそのリ ス	くクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移車	〒(委託や情報提供ネッ	トワークシスティ	ムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない		
リスク: 不正な提供・移転が行	うわれるリスク						
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている	3]	<選択肢> 1) 定めている	2) 埞	Eめていない		
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	・その都度、複数の職員	ンについて、記録 しによる確認を行	> :簿をに記入の上、所属長(・い、鍵付きバッグを利用し び「送付内容内訳書」を作り	で送付してい	る。その際、日本年金機		
その他の措置の内容	日本年金機構への情報	提供に関して、	電子媒体への情報の出力	は、特定の端	まに限定している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている		-分である		
特定個人情報の提供・移転(する措置	き託や情報提供ネットワー	ークシステムを通	値にた提供を除く。) における	るその他のリス	スク及びそのリスクに対す		
<不適切な方法で提供・移転が 庁内連携については、予め定め に対策している。 <誤った情報を提供・移転して 日本年金機構・豊島区の双方に	かられた仕様に基づく、サ しまうリスク、誤った相手	に提供・移転して	こしまうリスク>	方法でのデー	タ連携は実施できないよう		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇] 接続しない(入	.手) [(○]接続しない(提供)		
リスク1: 目的外の入手が行っ	っれるリスク 「						
リスクに対する措置の内容							
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている		-分である		
リスク2: 不正な提供が行われ	るリスク						
リスクに対する措置の内容							
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +	-分である		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置							

7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク く選択肢> 十分に行っている ٦ ①事故発生時手順の策定・周 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 知 3) 十分に行っていない <選択肢> ②過去3年以内に、評価実施 発生なし Γ 1 1) 発生あり 2) 発生なし 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか その内容 再発防止策の内容 <豊島区における措置> 特定個人情報を含む帳票類及び記録媒体は執務室内の施錠ができる場所に保管している。 ・許可された記録媒体以外は接続できないよう定めている。 <ガバメントクラウドにおける措置> [物理的対策] ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラ ウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環 境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。② 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 [技術的対策] ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準 【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。) その他の措置の内容 又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をい う。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、 データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時 間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を 行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドル ウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離さ れた閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへ の接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 <選択肢> 十分である Γ 1 リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

く特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置>

- ・PC(パソコン)、記録媒体を廃棄する場合は、情報を復元できないように処置した上で廃棄する。
- ・個人情報が記載された紙文書はすべて溶解処分を行う。
- ・電磁的な記録媒体は、破砕処理、電磁気破壊、データ消去ソフトウエアによるデータ消去を行った上で廃棄する。
- ・データ消去を業者に委託した場合は、消去作業証明書を提出させる。

<ガバメントクラウドにおける措置>

- ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラ ウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。
- ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド 事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。
- ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に 際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

8. 監査					
実施の有無	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査				
9. 従業者に対する教育	- 啓発				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> 十分に行っている				
具体的な方法	く豊島区における措置> ①職員に対し、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を行っている。 ②委託業者に対し、契約内容に「個人情報 特記事項」を明記し、秘密保持、目的外利用の禁止、および違反行為を行った者への罰則についても規定している。また、従事者に対し特記事項の内容を周知徹底するとともに、遵守に必要となる教育を実施することを義務付け、契約履行中において、個人情報の取りい遵守状況について「個人情報特記事項の遵守に関する報告書(※令和6年度以降は「個人情報取扱状況の確認書」)にて報告させている。				

10. その他のリスク対策

<ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求			
①請求先	〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1 豊島区政策経営部区民相談課行政情報グループ		
②請求方法	特定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。		
③法令による特別の手続			
④個人情報ファイル簿への不 記載等			
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ			
①連絡先	〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1 豊島区区民部高齢者医療年金課国民年金グループ 電話番号:03-3981-1954		
②対応方法	問い合わせを受けた際には、対応内容を記録に残す。		

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年1月20日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取 【任意】
①方法	
②実施日·期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日)変更箇所 項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月30日	I-2 システム3 システム の名称	可搬型窓口装置	可搬型照会用窓口装置	事後	名称変更
令和6年8月30日	I2 システム3 他のシステムとの接続	参照のみで、他システムには接続していない。	年金機構から貸与された端末のため、参照の みで、他システムには接続していない。	事後	文言追記
令和6年8月30日	I ─4 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(平成25年法律 第27号)9条第1項 別表の第一項番31・83	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下、「番号 法」という。)第9条第1項別表 項番46・116	事後	番号法改正
令和6年8月30日	I―4 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第24条の2、第59条	・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条の2・59条	事後	番号法改正
令和6年8月30日	Ⅱ -3②入手方法	[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事後	記入漏れ
令和6年8月30日	Ⅱ-5 ①法令上の根拠	・国民年金法第3条 ・国民年金法施行令第1条の2 ・番号法第19条第8号および別表第二の48、50 の項	・国民年金法第3条(管掌)、第12第4項(届出)、第108条(資料の提供等)、第109条の4(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)、第109条の10(機構への事務の委託)・国民年金法施行令第1条の2(別表の事務処理者は「厚生労働大臣」となっているが、日本年金機構が厚生労働大臣から委任・委託を受け、公的年金に係る一連の運営事務を担っていることから、実際の提供先は日本年金機構となる。)	事後	記載内容見直し
令和6年8月30日	II-5 ②提供先における用途	・国民年金被保険者の異動情報の確認 ・老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金等の裁定 請求の審査、決定のための所得情報の確認 ・保険料免除の審査、決定のための所得情報 の確認	・国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	記載内容見直し
令和6年8月30日	Ⅱ―5 ③提供する情報	・国民年金被保険者の異動情報 ・老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金等の裁定 請求の審査、決定のための所得情報 ・保険料免除の審査、決定のための所得情報	・国民年金第1号被保険者及び任意加入者の 資格・氏名等の異動情報等 ・保険料免除・納付猶予、老齢基礎・障害基礎・ 遺族基礎年金等の各申請情報及び所得情報 等	事後	記載内容見直し
令和6年8月30日	II-5 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民年金第1号被保険者および任意加入者 並びにその世帯主・配偶者 ・国民年金保険料免除等申請者及びその世帯 主・配偶者 ・基礎年金受給権者(老齢・障害)等及びその 配偶者・子	・国民年金第1号被保険者とその配偶者、世帯主及び任意加入者 ・国民年金保険料免除等申請者及びその世帯主・配偶者 ・老齢基礎年金受給者とその同一世帯員及び 障害基礎年金・遺族基礎年金受給権者のうち、 所得審査の対象となる者	事後	記載内容見直し
令和6年8月30日	Ⅱ-5 提供・移転の有無	[]移転を行っている()件	[O] 移転を行っている (1)件	事後	記入漏れ
令和6年8月30日	Ⅱ-5 移転先1		総合窓口課(東西区民事務所)	事後	記入漏れ
令和6年8月30日	Ⅱ-5 移転先1①法令上の 根拠		住民基本台帳法第7条第11項 同施行令第5条	事後	記入漏れ
令和6年8月30日	Ⅱ-5 移転先1 ②移転先に おける用途		住民基本台帳への記載	事後	記入漏れ
令和6年8月30日	Ⅱ-5 移転先1 ③移転する 情報		国民年金の資格の有無・基礎年金番号・年金 種別・取得日・喪失日	事後	記入漏れ
令和6年8月30日	Ⅱ-5 移転先1 ④移転する 情報の対象となる本人の数		10万人以上100万人未満	事後	記入漏れ
令和6年8月30日	Ⅱ-5 移転先1 ⑤移転する 情報の対象となる本人の範囲		国民年金第1号被保険者	事後	記入漏れ
令和6年8月30日	Ⅱ-5 移転先1 ⑥移転方法		[〇] 庁内連携システム	事後	記入漏れ
令和6年8月30日	Ⅱ-5 移転先1 ⑦時期・頻度		随時	事後	記入漏れ
令和6年8月30日	Ⅲ-2 リスクに対する措置の 内容	アクセス権限付与と生体認証の実施、操作ログ	を日本年金機構が監視しており、対象者以外及	事後	システム名の変更

令和7年1月24日	I 基本情報 システム2②シ ステムの機能	住基GW	既存住民基本台帳システム	事前	計画管理表に合わせた名称 変更
令和7年1月24日	I 基本情報 システム2①システムの名称	システム共通基盤(団体内統合宛名システム)	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)	事前	名称変更
令和7年1月24日	I 基本情報 システム1③他のシステムとの接続	[]税務システム	[〇]税務システム	事前	情報システム標準化に伴う接 続方法変更に伴う追加
令和7年1月24日	I -1②事務の内容	国民年金法等(昭和34年法律第141号)及び関連法令に基づき、以下の事務を行う。 ・届書の受理及び報告(第1号被保険者に係る届書に限る) ・任意脱退申請の受理及び事実の審査(第1号被保険者期間を有する者に限る) ・障害基礎年金額改定請求の受理と、作該料免除・納付猶予に係る届出・申請の受理及び事実の審査・学生納付特例に係る申請の受理及び事実の審査・・学生納付特例に係る申請の受理及び事実の審査・・被保険者又は受給権者に係る届出(福祉年金を含む)の受理及び事実の審査・・特別障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)に基づく特別障害給付金の届出の受理及び報告	・産前産後免除の申出の受理 ・国民年金保険料免除・納付猶予、学生納付特例の申請の受理及び事実の審査 ・老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・老齢福祉年金・未支給年金・死亡一時金・ 寡婦年金等の請求の受理及びその請求に係る	事後	記載内容の見直し
令和6年8月30日	Ⅴ-1①実施日	2023/6/1	2024/6/1	事後	
令和6年8月30日	Ⅲ一9 具体的な方法	< 豊島区における措置> ①職員に対し、個人情報保護及び情報セキュリテイに関する研修を行っている。 ②委託業者に対し、契約内容に「個人情報 特記事項を申記し、秘密保持、目的外利用の禁止、および違反行為を行った者への罰則についても規定している。また、従事者に対し特記事項の内容を周知徹底するとともに、違守に必要となる教育を実施することを義務付け、契約履行中において、個人情報の取扱い遵守状況について「個人情報特記事項の遵守に関する報告書」にて報告させている。	<豊島区における措置> ①職員に対し、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を行っている。 ②委託業者に対し、契約内容に「個人情報特記事項」を明記し、秘密保持、目的外利用の禁止、および違反行為を行った者への罰則についても規定している。また、従事者に対し特記事項の内容を周知徹底するとともに、遵守に必要となる教育を実施することを義務付け、契約履行中において、個人情報の取扱い遵守状況について「個人情報特記事項の遵守に関する報告書(※令和6年度以降は「個人情報取扱状況の確認書」)にて報告させている。	事後	名称変更に伴う見直し
令和6年8月30日	Ⅲ一4 具体的な方法	再委託が必要な場合は委託先から事前に再委託するものの名称、再委託の内容、再委託先において特定個人情報等を取り扱う責任者及び担当者の氏名を提出させることにしている。また必要に応じて調査又は立入検査を実施する。	再委託する場合は、委託先から事前に再委託 するものの名称・再委託の内容・再委託先にお いて特定個人情報等を取り扱う責任者及び担 当者の氏名を提出させ、区の許諾が必要。また 必要に応じて調査又は立入検査を実施する。	事後	記載内容見直し
令和6年8月30日	Ⅲ—4 規定の内容	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則第12条第5項に基づき、以下の項目について、契約書又は仕様書に明記している。 ・秘密保持義務 ・事業所からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託の制限 ・漏えい事案等が発生した場合の責任 ・委託業務終了後の特定個人情報の返還義務 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督・教育及び契約内容の遵守状況についての報告の求めに応ずる義務 ・区において必要があると認める場合の実地調査に応ずる義務	個人情報等の保護に関する条例第14条、14条の2に基づき仕様書及び「個人情報 特記事項」において委託先の個人情報ファイルの取扱について以下の項目を定めている。 ・取り扱う個人情報の範囲等 ・個人情報の範囲等 ・個人情報の制限 ・複写・複製の制限 ・受託業務に係る個人情報を取り扱う責任者及び業務従事者を定め、書面による報告 ・従業者に対する監督・個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修又は教育の実施・セキュリティに関する研修又は教育の実施・セキュリティ対策の整備義務・近海場所からの個人情報の持ち出しの禁止・個人情報の取扱い遵守状況の報告及び監査・監督等に応じる義務・漏えい等事案が発生した場合の責任・個人情報の消去及び返却義務	事後	個人情報等の保護に関する 条例改正、行政手続きにおける特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法 律施行細則廃止、記載事項 の見直し
令和6年8月30日	皿一3 具体的な管理方法	・可搬型窓口装置の閲覧においては、職員個々が把握しているパスワード及び生体認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。		事後	システム名の変更
令和6年8月30日	Ⅲ—3 リスクに対する措置の 内容	・個人番号関連業務事務のみ個人番号検索を可能とする仕組みとするため、他システムにおける個人番号関連事務以外からの情報の紐付けは行えないようシステム上で制御されている。 ・特定個人情報へのアクセスにおいて、職員が常時携帯するICカード、ユーザIDアカウント及びパスワードによるアクセス権限付与・認証を実施している。	・業務に必要のない情報にはアクセスできない よう基幹システムごとにIDパスワードが付与されており、目的外を超えた情報の取得・紐づけが行えないようになっている。 ・システムの使用履歴は、アクセス者が特定できるよう個人単位の操作ログをが作成されており、事務処理に必要な対象者以外の情報使用の抑止になっている。	事後	記載内容の見直し

令和7年1月24日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4.特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項1	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修業務	国民年金システムの保守・運用	事後	記載内容の見直し
令和7年1月24日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ① 委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修業務	国民年金システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリング等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等。	事後	記載内容の見直し
令和7年1月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 委託事項1 ③委託先 名	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事前	変更漏れ
令和7年1月24日	II 特定個人情報ファイルの 概要 委託事項1 ⑤再委託 の許諾方法	受託者から、あらかじめ再委託するものの名 称、再委託の内容、再委託先において個人情 報を取り扱う責任者及び担当者の氏名等の通 知を受け、再委託先に関する審査を行い、承認 することにより再委託を承認している。	再委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制や、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得状況等の確認など当区の規定に基づき区が許諾した業者のみ再委託を行う。	事後	記載内容の見直し
令和7年1月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 委託事項1 ⑥再委託 事項	システムの運用・保守業務の一部、法制度改正に伴う改修業務の一部	国民年金システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリング等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等。	事後	記載内容の見直し
令和7年1月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 4.特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項2 ① 委託内容	高齡者医療年金課入力等業務請負	国民年金の資格の異動・免除申請等に係る入 カ及び書類整理	事後	記載内容の見直し
令和7年1月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要6.特定個人情報の保管・ 消去 保管場所※	・特定個人情報を保管するサーバ設置場所は、 生態認証装置による入退出管理を行っている。 ・特定個人情報を記した書類等は、施錠可能な キャビネットに保管している。	<豊島区における措置> ・特定個人情報を保管するサーバ設置場所は、生態認証装置による入退出管理を行っている。・特定個人情報を保管するサーバ設置場所は、生態認証装置による入退出管理を行っている。・特定個人情報を記した書類等は、施錠可能なキャビネットに保管している。 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータペースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
令和7年1月24日	Ⅲ リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	・特定個人情報を含む帳票類及び記録媒体は 執務室内の施錠ができる場所に保管している。 ・許可された記録媒体以外は接続できないよう 定めている。	く豊島区における措置> ・特定個人情報を含む帳票類及び記録媒体は 執務室内の施錠ができる場所に保管している。 ・許可された記録媒体以外は接続できないよう 定めている。 〈ガバメントクラウドにおける措置> [物理的対策] 「ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出

	Ⅲリスク対策	・特定個人情報を含む帳票類及び記録媒体は 執務室内の施錠ができる場所に保管している。	(続き) [技術的対策] ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガパメントクラウドの利用に関する基準【第10版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガパメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガパメントクラウド運用管理補助者をいう。以下同じ。)は、ガパメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。③クラウド事業者は、ガパメントクラウドに対する		事後で足りるものの任意に事
TT	7.特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	・許可された記録媒体以外は接続できないよう 定めている。	セキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。④クラウド事業者は、 がバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを 導入し、パターンファイルの更新を行う。⑤地方 公共団体が委託したASP又はガバメントクラウ ド運用管理補助者は、導入しているOS及びミド ルウエアについて、必要に応じてセキュリティ パッチの適用を行う。⑥ガバメントクラウドの特 定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。②地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	前に提出
	Ⅲ リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 特さに個人情報の保管・消去に おけるその他のリスク及びそ のリスクに対する措置	<特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置> ・PC(パソコン)、記録媒体を廃棄する場合は、情報を復元できないように処置した上で廃棄する場合情報が記載された紙文書はすべて溶解処分を行う。 ・電磁的な記録媒体は、破砕処理、電磁気破壊、データ消去とアトウエアによるデータ消去を行った上で廃棄する。 ・データ消去を業者に委託した場合は、消去作業証明書を提出させる。		事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出
令和7年1月24日	Ⅲ リスク対策 10.その他のリスク対策		くガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データの取扱いについては、当該業務データの取扱いについては、当該業務データの取扱いについてを受託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国がメントクラウドに起因する事象の場合は、関則としてガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、明りとしてガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出

令和7年10月3日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	《年金基本》 宛名番号 基礎年金番号 電話番号 旧年金番号 基礎年金番号 基礎年金番号 一个	 < 被保険者基本情報・世帯員情報> 基連弁金器号 個人番号 世帝首民日 住民区分 後年金器号 恒人番号 世年月日 国民年金 資格 取得日 支援措置情報 と 東月日 東京 日本 保 東京 市 大阪 東京 東京	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出
-----------	---------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----	-----------------------